令和 8 年度公募要領における前年度公募要領からの主な変更点

1．制度に関すること

(1)「重点推進型」の対象地域・研究テーマ・背景を変更しました。(p.22-23)

下線部を追記し、取り消し線部を削除（以下、同様）

今年度	①アフリカ地域及び中南米地域において、気候変動や環境に係る課題への貢献が見込まれるもの。
前年度	①アフリカ地域において、~~食料の持続的かつ効率的な生産及び重要鉱物資源の我が国を含むサプライチェーンの強化への貢献~~が見込まれるもの。 ②中南米地域において、~~環境保全及び気候変動対策（水問題の対処等）への貢献~~が見込まれるもの。

＜条件設定の背景＞

【アフリカ地域】

- 令和7年8月 20 日から 22 日まで横浜で開催される TICAD9は、「アフリカと共に革新的な解決策を共創する」を主要なテーマとして打ち出しています。また、TICAD9に先だって開催された 2024 年 TICAD 閣僚会合では、気候変動とそのアフリカへの影響に取り組むための世界的な行動、並びに、水及び環境管理の強化等の重要性が強調されました。

【中南米地域】

- 令和7年3月、石破総理大臣は国賓として訪日したルーラ大統領と会談し、「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・アクション・プラン 2025－2030」を発表したほか、オファー型協力も活用しつつ環境・気候変動対策の取組を推進することを表明しました。また、令和6年5月に岸田前総理大臣は、ブラジル訪問の際の対中南米政策スピーチで、今後 10 年間共に取り組むべき方向性の一つが、環境、気候変動等の人類共通の課題の克服である旨を示しました。

【気候変動や環境に係る課題】

- 令和5年に改定された開発協力大綱は、重点政策の一つとして複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導を掲げており、取り組むべき課題の一つとして気候変動・環境をハイライトしています。また、令和5年9月に公表されたオファー型

協力は、重点分野の一つを気候変動への対応・GX と定めています。地域のパートナー国の脱炭素化やエネルギー移行への支援や、島嶼国等の脆弱国が気候変動に対し強靭な社会を構築することへの支援を行い、共創によって共通の課題を乗り越えていく観点が重要視されています。

2. 研究領域について

(1)対象外となる臨床研究について記載を変更しました。(p.22)

今年度	・医療分野における臨床研究については、原則的に対象範囲としておりません。ただし、環境・エネルギー分野、生物資源分野、防災分野の研究目的に沿って観察研究を行うことについては、その必要性を評価し、個別に判断を行います。その場合、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)が国内ならびに相手国において遵守される環境が担保されうるかどうかも含めて判断・評価します。
前年度	~~・本プログラムの環境・エネルギー分野、生物資源分野、防災分野では、医療行為等を含む共同研究は対象としませんが、研究によっては倫理的配慮も求められますので留意ください。~~

(2) 研究領域概要、研究課題の例を一部変更しました。

① 環境・エネルギー分野「地球規模の環境課題の解決に資する研究」領域

・研究領域概要を下記下線部のとおり変更しました。(p.21、p.23)

今年度	(気候危機の回避、気候変動によって現在および将来予測される影響への適応策、生物多様性・生態系サービスの保全、自然資源の持続可能な利用、環境汚染対策、バイオマス由来材料、サーキュラーエコノミーなどの SDGs に貢献する研究)
前年度	(気候危機の回避、~~地球温暖化~~によって現在および将来予測される影響への適応策、生物多様性・生態系サービスの保全、自然資源の持続可能な利用、環境汚染対策、バイオマス由来材料、サーキュラーエコノミーなどの SDGs に貢献する研究)

② 環境・エネルギー分野「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に資する研究」領域

・研究概要を下記下線部のとおり変更しました。(p.21、p.25、p.26)

今年度	(温室効果ガスの排出を抑制する対策、再生可能エネルギー、省エネルギー、分散型エネルギーシステム、スマートソサイエティなど資源・エネルギーに関わる SDGs に貢献する研究)
前年度	(温室効果ガスの排出を抑制する対策、再生可能エネルギー、省エネルギー、分散型エネルギーシステム、スマートソサイエティ~~、カーボンプライシング~~など資源・エネルギー

	に関わる SDGs に貢献する研究）

今年度	・また、SATREPS と二国間クレジット制度（JCM）事業の連携を通じた緩和・適応に向けた新たな技術開発及び社会実装に向けた成果は、開発途上国における JCM 事業の温室効果ガス削減への貢献にもつながり、日本の削減目標の達成に活用することも期待できます。 ・提案においては、開発しようとする社会システム、エネルギー技術などが既存のそれに比較してカーボンニュートラルにどの程度寄与するものか、エネルギー収支及び経済面での優位性を具体的に示し、研究成果の定量的な温室効果ガス削減効果について提案時に可能な範囲で説明してください。
前年度	・また、~~開発途上国における温室効果ガス削減への日本の貢献は、二国間クレジット制度（JCM）などを通して~~日本の削減目標の達成に活用することも期待できます。 ・提案においては、開発しようとする社会システム、エネルギーなどが既存のそれに比較してカーボンニュートラルに寄与する~~可能性~~、エネルギー収支及び経済面での優位性を具体的に示し、研究成果の定量的な温室効果ガス削減効果について提案時に可能な範囲で説明してください。

・研究課題の例を下記下線部のとおり変更しました。（p.25）

今年度	・カーボンプライシング等の政策や、グリーントランスフォーメーション（GX）に資する社会システムの導入検討及び試験実証に関する研究
前年度	・カーボンプライシング、~~エネルギートランジション等、~~グリーントランスフォーメーション（GX）に資する社会システムの導入検討及び試験実証

③ 生物資源分野 「生物資源の持続可能な生産と利用に資する研究」

・研究概要を下記下線部のとおり変更しました。（p.21、p.26）

今年度	（食料安全保障、健康的な食生活、持続可能な農林水産業など SDGs に貢献する研究）
前年度	（食料安全保障、~~健康増進、栄養改善~~、持続可能な農林水産業など SDGs に貢献する研究）

・研究課題の例を下記下線部のとおり変更しました。（p.27）

今年度	・新たな食資源（代替たんぱく質食品、細胞性食品等）の生産及び利用、生物利用の環境に関する研究
前年度	・新たな食資源（代替たんぱく質食品~~（動植物由来のたんぱく質）、ゲノム編集食品~~、細

	胞性食品）の生産及び利用、~~環境整備~~に関する研究

④ 防災分野 「持続可能な社会を支える防災・減災に資する研究」

・研究課題の例を下記下線部のとおり変更しました。(p.29)

今年度	・パンデミックを契機とした災害対策のあり方及び社会のレジリエンスの総合力向上に関する研究
前年度	・~~新型コロナウイルス感染症発生~~を契機とした災害対策のあり方及び社会のレジリエンスの総合力向上に関する研究

3. 選考に関すること

(2) 2.10.2 留意事項

・AI に関する記載を修正し移動しました（p.42 → p.96）

今年度	5.18.7 AI の活用について AIを活用する場合には、広島 AIプロセスをはじめとする国際指針や行動規範等を踏まえてください。 https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/
前年度	2.10.2 留意事項 ~~地球規模課題の解決に当たっては、AI を始めとする新興技術の活用も推奨しますが、その際には、例えば AI における広島 AI プロセスのような、その利用に当たっての指針や規範に関する各国の取組を十分考慮してください。~~ https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/

4. ODA による技術協力について

(1) 4.6 技術協力プロジェクト開始までの流れ

・「4.6.2 詳細計画策定調査の実施」の内容を修正しました。(p.59)

今年度	なお、調査の結果、提案書に記載されている相手国の実施体制や負担事項等との乖離が大きいことが判明し、提案どおりのプロジェクト実施が困難であると判断される場合は、計画の大幅な見直しが必要となります。
前年度	なお、調査の結果、相手国の実施体制や負担事項等に重~~大な問題がある~~ことが判明し、~~計画どおりの~~プロジェクト実施が困難であると判断される場合は、計画の大幅な見直しが必要となり、~~場合によっては、計画自体の中止を検討する~~ことがあります。

(2) 4.7 技術協力プロジェクト開始後の流れ

・「4.7.4 事業契約書」の内容を修正しました。(p.61-65)

今年度	R/D はプロジェクト実施の根拠となります。R/D 署名後、JICA と研究代表機関との間で事業契約書が締結され、プロジェクトが開始されます。事業契約書は、R/D で定められ

	たプロジェクト終了期間までの期間となり、当該期間内にすべての活動・支出を終了する必要があります。
前年度	R/D がプロジェクト実施の根拠となります。R/D の締結後、JICA と研究代表機関との間で事業契約書が締結され、プロジェクトが開始されます。事業契約書は、R/D で定められたプロジェクト終了期間まで~~契約する事が可能です。~~

今年度	なお、詳細計画策定調査時に、提案書にて機材供与予定としていた機材の調達が困難であることが明らかとなった場合、プロジェクト終了に近い時期に高額機材調達や施設建設を計画している場合、あるいは納品後の機材や完工後の施設の利用期間が 1 年に満たない時は、R/D や研究計画書で記載されていても、事業契約締結時に、発注を見合わせることがあります。
前年度	なお、プロジェクト終了に近い時期に高額機材調達や施設建設を計画している場合において、納品後の機材や完工後の施設の利用期間が 1 年に満たない時は、R/D や研究計画書で記載されていても発注を見合わすことがあります。

今年度	事業契約書における研究代表機関の執行経費については、JICA が直接支出する現地での必要経費を除き、研究代表機関と JICA が締結する取極め、及び事業契約書に基づき、研究代表機関の規程等に則り監理していただきます。研究代表機関においては、再委託先の支出状況も含めて、適切な支出を行っているかの定期的な確認をお願いします。なお、競争性を有しない特命随意契約を伴う再委託契約を締結する場合は、研究代表者及び共同研究者との利益相反の有無を審査するとともに、特に民間企業等と競争性を有しない特命随意契約を行う場合は、提案書の様式 9 にて申告し、必ず再委託契約締結前に JICA の承認を得てください。
前年度	事業契約書における研究代表機関の執行経費については、JICA が直接支出する現地での必要経費を除き、研究代表機関と JICA が締結する取極め、及び事業契約書に基づき、研究代表機関の規程等に基づき管理していただきます。

今年度	技術協力プロジェクトでは、相手国に対する資金の直接供与を行うことはなく、また、相手国側研究機関独自の研究活動等に対する支援も行いません。加えて、供与機材については相手国側実施機関の責任において維持管理していただくことになります。 この点について、相手国側研究機関が誤解している場合、プロジェクト実施後に相手側研究機関の独自予算において供与機材の維持管理費が十分確保されないリスクがあるため、相手国からの ODA 要請書の提出前に相手国側の経費負担を必ず説明し、理解を得るようお願いします。
前年度	なお、技術協力プロジェクトでは、相手国に対する資金の直接供与を行うことはなく、また、相手国側研究機関独自の事業活動等に対する支援も行いません。~~特に、相手国~~

	~~側研究機関に直接プロジェクト経費が配分されることはない点について、相手国側研究機関が誤解しているケースも散見されることから、相手国側には必ず事前に説明願います。~~

(3) 4.8　供与と調達について

・内容をより詳細に記載しました。(p.66-67)

今年度	供与機材とは、相手国政府からの要請に基づき相手国に譲渡され、研究機関に設置される機材又は施設整備のための資機材です。当該機材は原則、研究機関が本邦又は現地で調達の上、相手国側に供与されます。JICA が実施している技術協力事業においては、機材引渡し後の相手国側の維持管理の容易さや、調達手続きの迅速性を踏まえ、現地調達を原則としています。 しかしながら、SATREPS においては高度な機材や特殊な仕様の機材が多く、現地調達が困難な場合が少なくありません。その場合、日本国内で機材を調達し、相手国に輸送することになります。この本邦調達を実施する際には、機材の輸出にあたり、安全保障貿易管理に係る手続きをより慎重に実施する必要があること、また、機材仕様の確定までに相当の時間や調整を要することから、現地への到着遅延の防止に十分留意する必要があります。 さらに、プロジェクト終了後に相手国側研究機関が引続き供与機材を活用できるよう、相手国側研究機関における機材取扱い者の配置と技術水準、機材維持管理に係るコスト負担、スペアパーツ等の調達可能性(現地代理店の所在等)等の点も含め、包括的に検討した上で、適切な供与機材内容の設定と調達方法を検討することが重要です。 これら ODA 技術協力の機材供与の原則を背景に、安全保障貿易管理の方針に則し、供与機材を購入から輸送、据付まで責任をもって実施する体制が研究代表機関に整っているか等を JICA は事前に確認する必要があります。 加えて、詳細計画策定調査時には、研究代表機関の適切な機材仕様書の作成と、相手国側への譲渡後のトラブル防止のため、JICA が経費を支出する「機材調達支援」団員の配置を検討するよう案内しております。詳細については、JICA のウェブサイトに掲載している、前述の「SATREPS プロジェクト実施の手引き」を参照ください。
前年度	~~機材調達・機材供与の実施方法については、提案書作成の段階で、研究代表者所属機関内において必要な関係部署とも連絡を取りながら十分な検討をお願いいたします。不明点がありましたら、JICA までご相談ください。機材供与では、研究代表者所属機関が主体となって調達から輸送、据付までの業務を一貫して適法に実施することが求められます。~~詳細については、JICA のウェブサイトに掲載している、前述の「SATREPS プロジェクト実施の手引き」を参照ください。

5. その他

(1) 5.3　研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

・研究セキュリティの確保について追記しました。(p.81)

(2) 5.4　安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

・外国政府から留学資金の提供を受けている学生等について追記しました。(p.82-83)

・日本版バイ・ドール制度について追記しました。(p.84-85)

(3) 5.20　オープンサイエンスの促進について

・学術論文等の即時オープンアクセスについて追記しました。(p.98-100)

(4) 5.23　動物実験基本指針における外部検証の受検について

・「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」の遵守等について記載しました。(p.101-102)

(5) 5.24　ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

・ナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP)におけるバイオリソースの寄託協力等について記載しました。(p.102)

(6) 5.25　多機関共同研究における治験・研究の一括審査について

・治験、臨床研究、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針が適用される研究の一括審査について記載しました。(p.102-103)

(7) 5.34　e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

・「公にすることが予定されている情報」である e-Rad 上の情報として研究者番号を追記しました。また、JST 他の情報システムにも利用される場合があることを追記しました。(p.112)

6. Q&A・お問合せ

(1) 3.2　JICA との契約について(p.125)

・下記質問を追加しました。

Q　JICA は日本国内の「主たる共同研究者」が所属する研究機関と契約を結びますか。

A　JICA では、研究代表機関とのみ契約関係が発生し、共同研究機関とは契約等を締結しません。なお、研究代表機関が、共同研究機関やその他協力機関、特に大学発ベンチャー企業等に、競争性を有しない特命随意契約にて再委託契約を行う場合は、必ず JICA 側に選考方法等も含めて、契約締結前に確認を行うようにお願いします。

7. 対象となる国（共同研究相手国）（p131）

・イラン・イスラム共和国が対象から外れました。

8. 提案書様式

(1) 様式 1 提案書

・相手国からの ODA 技術協力のプロジェクト名は、The Project for から始めていただくよう記載しました。（p.133）

今年度	※英語課題名は The Project for から始めるとし、「in 相手国名」の表現は含めないようにご留意ください。（誤って記載された場合、採択後に追記、または削除させていただきます。）
前年度	※英語課題名には~~「Project」という単語を含めて~~、「in 相手国名」の表現は含めないようにご留意ください。（採択後に追記、または削除させて頂きます。）

(2) 様式 2 研究課題構想

・成果目標シートを最上位目標、上位目標、プロジェクト目標に整理しました。（p.137）

今年度	最上位目標（終了後 5-10 年後を想定） 上位目標（終了後 3-5 年後を想定） プロジェクト目標
前年度	~~上位目標~~（終了後 5-10 年後を想定） ~~努力目標（上位目標に進むためのステップ）~~（終了後 3-5 年後を想定） プロジェクト目標

・「3. 研究の目的」に下記追加しました。（p.137）

なお、実施段階においては「最上位目標」の達成を念頭に、研究期間終了から 3～5 年後に期待される「上位目標」を相手国側と合意することになります。

・相手国に供与する機材の注釈を下記のとおり修正しました。（p.139）

今年度	主な機材品目（汎用品・特別注文品か否かの別）、数量、概算金額、調達地（現地調達/本邦購入の別）について記載ください。なお、供与する機材の維持管理（消耗品、スペアパーツ、点検調整、修理等）、運用ランニングコスト（電気・ガス・水道、原料、運転人件費等）は、原則として相手国負担としていますので、必ず相手国側研究代表機関に説明し、理解を得てください。
前年度	主な~~仕様~~（汎用品・特別注文品か否かの別）、概算金額、調達地（現地調達/本邦購入の別）について記載ください。なお、供与する機材の維持管理（消耗品、スペアパーツ、点検調整、修理等）、運用ランニングコスト（電気・ガス・水道、原料、運転人件費等）は

	原則として相手国負担としています。

(3) 様式 9　提案に当たっての調整状況の確認

＜研究代表者の利益相反マネジメント＞

・共同研究機関に研究代表者に関係する機関が含まれている場合、その関係性についても記載いただくよう設問 7 に追記しました。(p.154)

＜機材供与・技術提供＞

・再委託について設問 21～23 を追加しました。(p.156-157)